

関係者各位 生徒・学生や保護者から学費のご相談がありましたら、お役立てください。

生活福祉資金貸付制度

教育支援資金の ご案内

生活福祉資金は世帯の自立を支援するための貸付制度です

「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。

「教育支援資金」は、生活福祉資金の中の一資金です。資金を貸付することにより、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。修学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援する制度です。

原則として、修学する本人が資金の借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となって資金の貸付を行います。

お住まいの地域の社会福祉協議会にまずはお電話でご相談ください。

なお、このご案内は東京都内在住の方についてまとめたものです。
他の道府県に居住の方は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください。

東京都 区市町村社会福祉協議会一覧

社 協 名	電話番号
千代田区社会福祉協議会	03-3265-1901
中央区社会福祉協議会	03-3206-0506
港区社会福祉協議会	03-6230-0282
新宿区社会福祉協議会	03-5273-3541
文京区社会福祉協議会	03-3812-3040
台東区社会福祉協議会	03-5828-7547
墨田区社会福祉協議会	03-3614-3902
江東区社会福祉協議会	03-3647-1898
品川区社会福祉協議会	03-5718-7171
目黒区社会福祉協議会	03-3711-4995
大田区社会福祉協議会	03-3736-2026
世田谷区社会福祉協議会	03-3419-2611
渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200
中野区社会福祉協議会	03-5380-5775
杉並区社会福祉協議会	03-5347-3134
豊島区社会福祉協議会	03-6388-0055
北区社会福祉協議会	03-3907-9494
荒川区社会福祉協議会	03-3802-3155
板橋区社会福祉協議会	03-3964-0556
練馬区社会福祉協議会	03-3991-5560
足立区社会福祉協議会	03-3880-5740

社 協 名	電話番号
葛飾区社会福祉協議会	03-5698-2457
江戸川区社会福祉協議会	03-5662-5557
八王子市社会福祉協議会	042-620-7282
立川市社会福祉協議会	042-503-4308
武蔵野市民社会福祉協議会	0422-23-0701
三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108
青梅市社会福祉協議会	0428-22-1233
府中市社会福祉協議会	042-360-9996
昭島市社会福祉協議会	042-544-0388
調布市社会福祉協議会	042-481-7693
町田市社会福祉協議会	042-722-4898
小金井市社会福祉協議会	042-386-0295
小平市社会福祉協議会	042-344-1217
日野市社会福祉協議会	042-586-3063
東村山市社会福祉協議会	042-394-6333
国分寺市社会福祉協議会	042-324-8311
国立市社会福祉協議会	042-575-3226
福生市社会福祉協議会	042-552-2121
狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294
東大和市社会福祉協議会	042-564-0012
清瀬市社会福祉協議会	042-495-5333

社 協 名	電話番号
東久留米市社会福祉協議会	042-420-9294
武蔵村山市社会福祉協議会	042-566-0061
多摩市社会福祉協議会	042-373-5622
稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
西東京市社会福祉協議会	042-438-3777
瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
檜原村社会福祉協議会	042-598-0085
奥多摩町社会福祉協議会	0428-83-3855
大島社会福祉協議会	04992-2-3773
利島村社会福祉協議会	04992-9-0018
新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
神津島村社会福祉協議会	04992-8-0819
三宅島社会福祉協議会	04994-8-5888
御蔵島社会福祉協議会	04994-8-2508
八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
青ヶ島村社会福祉協議会	04996-9-0111
小笠原村社会福祉協議会	04998-2-2486

(平成30年7月現在)

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03 (3268) 7173 FAX 03 (3235) 5979

生活福祉資金とは どんな制度？

① 個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です

- 世帯を支援するためには世帯全体の状況を把握させていただく必要があります。世帯員の皆様の就労・就学・疾病、収入や家計の支出、負債の状況等をお聞きし、必要に応じて確認いたします。
- 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
- 貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会の職員が世帯を支援します。
- ※ ただし、資金貸付の「契約」は、借受人個人の方と締結します。

② 「貸付が支援になる」と判断される場合に対象とします

- 本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより学費等の支払いが可能となり、学校に行くことを支援できます。しかし、一方で、何らかの事情により途中で退学してしまうと、卒業資格を得られない上に、「借金」だけ残ってしまうおそれもあります。
- そのため、卒業まで学校に通い続けることが可能な世帯状況であるか、また、不足する学費がある場合は、その支払いの見通し等も確認した上で貸付を行うことになります。
- 給付制度の利用や分割払い等、貸付制度以外の方法がある場合には、それを優先していただきます。
- 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。
- 世帯の収入状況については、直近の源泉徴収票や確定申告書により確認させていただきます。源泉徴収票や確定申告書をご用意いただくことが難しい場合には課税証明書や給与明細書等により確認させていただきます。
- 世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をおうかがいした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。
- ※ 生活福祉資金貸付制度においては、金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

③ 生計が維持できており、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います

- 生活福祉資金貸付制度においては、世帯が就労収入や公的な給付・手当等、安定した定期的な収入により、世帯の日常生活に必要な支出を賄うことができ、生活費に不足が生じない状況を「生計が維持できる」と考えます。その際、預貯金は定期的な収入とは考えません。
- 世帯がこれまで及び今後も生計維持ができ、返済（償還）の見通しが立つ場合に貸付を行います。
- 日常的に世帯の生活費が不足しているような場合は貸付を行うことはできません。

④ 実情を正しくお話しいただくことが大切です

- 本制度は、税金を原資とする公的な貸付制度であり、真に必要性があり、制度の利用が適切と確認できる場合にご利用いただけます。
- また、資金貸付の契約を結び、返済が完了するまで、継続的な相談支援をいたします。
- 必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情を正確にお話しいただくことが大切です。本制度をご利用いただくには、世帯の皆様と社会福祉協議会との間で信頼関係を持てることが前提となります。
- 虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、貸付金を即時に一括返済していただきます。

⑤ 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

- 生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。各区市等の自立相談支援機関が窓口になります。
- 教育支援資金の借入を希望される方は、世帯の状況に応じて自立相談支援機関につなぐことがあります。

① 本制度における「世帯」についての考え方

- 生活福祉資金貸付制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活をしている親族・家族は同一世帯であると考えます。
- そのため世帯の収入確認においては、生計が同一であるご家族等について確認させていただきます。
- 申請をいただくにあたり、住民票の現住所と実際に生活している居住地が異なる場合は、実際に生活している居住地と住民票の現住所とを一致させていただくことが必要です。（特別な事情がある場合はご相談ください）

② 世帯の収入が下記の収入基準を超えない世帯であること

平成30年度収入基準（平均月収） ※ 収入基準は毎年改定されます

世帯人員	2人	3人	4人	5人
低所得世帯	272,000円	335,000円	385,000円	425,000円

※ 世帯の収入額から、家賃、住宅ローンの返済、定期的支出（療養費・仕送り）について、一定金額まで控除できます。

③ 日常生活には困っていないが、修学のためにまとまった資金を必要としていること

④ 世帯の収入により、学校卒業まで生計維持が可能な状況であること

⑤ 東京都内にお住まいの世帯であり、住民票の住所と現住所が一致していること

※ 修学者とその生計中心者が別住所に居住している場合はご相談ください

⑥ 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと

※ 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業を除く

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯ではないこと

〔外国籍の人がいる世帯の場合〕①②の両方を満たしている必要があります

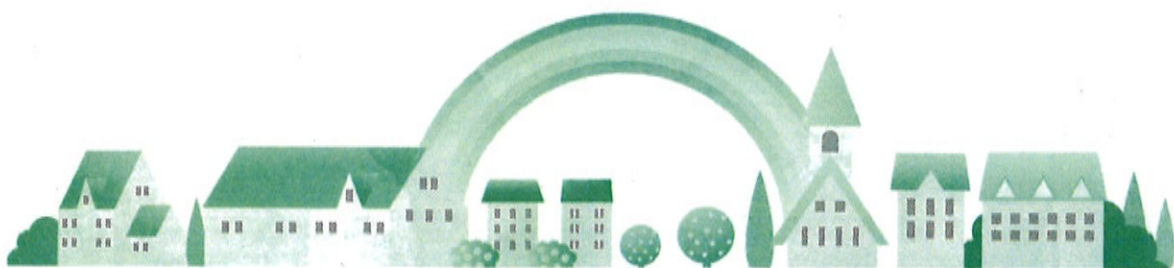
① 下記のいずれかであること

- 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が次のいずれかであること（永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等）
- 入管特例法に定められている「特別永住者」

② 現住所に6ヶ月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

〔生活保護世帯の場合〕

福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提になります。まずは、福祉事務所の担当ケースワーカーに相談してください。



教育支援資金貸付内容及び条件等

① 教育支援資金より優先して利用いただく他の公的貸付制度

下記制度の利用が本資金より優先となります。

世帯の状況	優先する制度（無利子の公的貸付制度）
▶ 母子世帯・父子世帯	母子及び父子福祉資金
▶ 配偶者のいない女性世帯	女性福祉資金
▶ 高等学校・高等専門学校・専門学校の学費を必要とする	東京都育英資金
▶ 専門学校・短期大学・大学の学費を必要とする	日本学生支援機構第一種奨学金

- 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金については、それらの資金を利用した上で不足が生じる場合には、本資金との併用が可能になることがあります。お住まいの区市町村の窓口でご相談ください。
- 東京都育英資金は、本資金との併用はできません。
- 日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）は住民税非課税世帯の場合には成績要件がなくなりました（平成29年度入学生以降）。本資金との併用については、下記の欄をご覧ください。
- 本貸付決定後に、種々の給付制度や給付型奨学金、本貸付制度よりも優先する貸付制度の利用が決定された場合には、本貸付で不要になった額は途中辞退していただきます。
- その他、公的な無利子の貸付制度を利用される場合は本資金を併用することはできません。

大学・短大・専門学校の進学費用借入れの際の注意点

1 教育支援資金を利用する場合の他の主な公的制度との優先順位

教育支援資金による支援

- 奨学金等の多くは月単位で給付・貸与されます。一方、大学・短大・専門学校（以下、「大学等」）の学費は多くは年2回払いであり、特に私立では、入学前に入学金の他、前期授業料等の納期があることが一般的です。
- 教育支援資金では、優先する制度を利用いただいた上で、他制度では対応できない初納金（つなぎ的貸付）や、学費等の支払いに不足する部分（不足分貸付）を、貸付上限額の範囲内で支援します。教育支援資金の相談をする際に、他制度の相談や申請の状況について区市町村社会福祉協議会の担当に必ずお伝えください。
- 奨学金等の振り込みが始まった後は、それらの給付・貸与金を貯め、教育支援資金より優先して以降の学費に充当していただきます。

■ 「大学等進学の際に教育支援資金を利用する場合の主な公的制度の概要と優先順位」

※ご利用には制度ごとに要件があります

優先順位	制度名	実施主体	申請時期等	相談・申込窓口
1	給付型奨学金（給付）	日本学生支援機構	高3春頃	在学中の学校
2	第一種奨学金（無利子）	日本学生支援機構	高3春頃 進学先の春頃	在学中の高校 進学先の学校
3	母子及び父子福祉資金 女性福祉資金（無利子）	東京都・八王子市（中核市）	随時相談・申請	区・市・支庁・ 西多摩事務所
4	生活福祉資金教育支援資金 （無利子）	東京都社会福祉協議会	随時相談・申請	区市町村 社会福祉協議会
5	第二種奨学金（有利子）	日本学生支援機構	高3春頃 高3秋～冬 進学先の春頃	在学中の学校 在学中の学校 進学先の学校

○他制度につきましては、それぞれ各相談窓口等にお問い合わせください。

2 教育支援資金の利用～第一種奨学金等を前提とした減額のしくみ

貸付から減額の流れ

▶ 前提

- 教育支援資金（本資金）を利用する場合、日本学生支援機構給付型・第一種奨学金（無利子）は優先して学費に充当していただきます。生活費に充てることはできません。学生生活に必要な生活費等の借入れが必要な場合には、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）の利用をご検討ください。

▶ 第一種奨学金等の利用を前提とした「減額辞退届」の提出

- 進学先決定後、日本学生支援機構給付型・第一種奨学金の利用を確認し、その利用を前提とした教育支援資金（本資金）の「減額辞退届」を作成していただきます。
- 日本学生支援機構第一種奨学金未申込の場合も、次の申請時期に必ず申請いただくお約束で「減額辞退届」を作成していただきます。（給付型奨学金の申込は高3春の1回のみであるため、次の申込機会はありません）

▶ 第一種奨学金等の採用決定後、翌年度から教育支援資金の送金を減額

- 日本学生支援機構給付型・第一種奨学金が採用決定した場合、2年目以降教育支援資金（本資金）の送金は、「減額辞退届」に基づき減額します。入学後に交付される月々の日本学生支援機構給付型・第一種奨学金は翌年度以降の学費に充当するため、貯めていただきます。
- 日本学生支援機構給付型・第一種奨学金を貯めずに使ってしまうと、学費が不足してしまいます。教育支援資金では、貯められなかった場合の補填額の貸付はできませんのでご注意ください。
- 卒業までの学費の支払いに過不足のないよう資金計画を立て管理をしましょう。

例えば

第一種奨学金の採用決定はしてるけれど、行きたい学校の初納金の納期に間に合わない！それに、第一種奨学金だけでは学費が足りない！

	4月	3月
1年目（1年生）	例）月額80,000円×12ヵ月 教育支援資金の貸付金で学費を支払う	例）月額54,000円×12ヵ月 第一種奨学金
		例）月額26,000円×12ヵ月※ 教育支援資金
2年目以降（2年生以降）	例）月額54,000円×12ヵ月 第一種奨学金	例）月額26,000円×12ヵ月※ 教育支援資金

第一種奨学金は次年度以降の学費のために貯めてとっておく

不足分の貸付

※2年目以降、教育支援資金は年2回に分けて交付されます

Point：なお、多くの大学等では学費は前期後期の2回払いですが、月払いの相談に応じてくれる大学等もあります。その場合は、はじめから不足分貸付だけの資金計画が成り立ち、減額辞退の手続きは不要になります。可能であれば利用しましょう。

給付型奨学金・第一種奨学金利用状況の確認

大学・短期大学・専門学校の学費のために教育支援資金の借入をされる場合、給付型奨学金・第一種奨学金の利用状況の確認等のため、以下の書類を提出していただきます。

給付型奨学金・第一種奨学金の決定状況		提出書類	備考
決定している		奨学金の決定通知、奨学生証等	-
決定していない	不採用	奨学金の選考結果通知、または、学校確認書（所定用紙有）等	★住民税の課税・非課税の状況をお知らせください
	未申込	高3 第一種奨学金利用に関する誓約書（所定用紙有） 大学生等 学校確認書類（所定用紙有）等、および、第一種奨学金利用に関する誓約書（所定用紙有）	★必ず次の第一種奨学金の申込をしてください

② 教育支援資金の種類

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）が対象となります*。また、未払いの費用のみ貸付対象とします。

* 中学から高校または高校から大学など、上級学校に進学・就学する対象となります。

* 専修学校専門課程と提携する通信制短期大学等の2つの学校に同時に入学する、いわゆるダブルスクールとなる学校や学科は貸付対象外です。

■ 教育支援費：上記学校の授業料などに必要な費用

教育支援費 貸付上限額 (月額上限額)	・高等学校 ・専修学校 (高等課程)	高等専門学校	・短期大学 ・専修学校 (専門課程)	大 学
	35,000円	60,000円	60,000円	65,000円
特に必要な場合 (貸付上限額の1.5倍)	52,500円	90,000円	90,000円	97,500円

○ 貸付月額は貸付対象期間中、同額での適用となります（未払いである修学期間のみ）。

○ 実際の学費に応じた金額を、上限額の範囲で貸付します。

○ 貸付上限額が1.5倍となる場合

- ・ 通常の貸付上限額では学費が不足する場合は、貸付上限額の1.5倍の額まで貸付を行います。
- ・ 借入申込者が就学に際しての熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

○ 貸付学費の範囲

- ・ 進学先の学校から学生募集要項等の記載により、進学・就学に必要な費用として一律に納付を求められている費用を学費と考えます。
- ・ 高校、高等専門学校、専門学校、短大、大学共通で、「授業料」、「施設設備費」、「実習費」、「同窓会費」等を貸付学費の範囲とします。
- ・ 高校のみ、上記の費用に加えて、「制服や体操着等の費用」、「教科書代」、「PTA会費」、「修学旅行費」、「定期代（学割実額）」等も貸付学費の範囲とします。

○ 大学・短大・専門学校の教科書代・定期代の計上について

- ・ 大学・短大・専門学校で教科書代・定期代にあてる費用の貸付を希望される場合は、通常もしくは1.5倍の貸付上限額の範囲内で、教科書代と定期代合わせて一律年間12万円まで計上することが可能です。（世帯の希望により、1万円単位の減額も可能です）
- ・ 高校以外の場合は教科書代・定期代の根拠となる資料等は特に必要ありません。

■ 就学支度費：前述の学校に入学する際に必要な入学金（入学時のみ対象）

就学支度費 (貸付上限額)	・高等学校 ・専修学校 (高等課程)	高等専門学校	・短期大学 ・専修学校 (専門課程)	大 学
	500,000円			

○ 入学する学校の入学金を、上限額の範囲で貸付します。

○ 未払いである場合のみ貸付の対象とします。

③ 貸付利子・返済（償還）期間

● 貸付決定時に定めた返済期間内においては、無利子です。

ただし、返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して年5%の延滞利子が発生します。

● 当該の学校を卒業後、6ヶ月の据置期間を経て、返済（償還）が始まります。

● 返済期間は最長で14年です。毎月、計画に沿った金額で返済していただきます。

● 原則として、金融機関からの口座引落としをご利用いただきます。

④ 教育支援資金返済額の例（無利子）

- 金額は例示です。実際の貸付額は個別の必要性により決定することになります。返済金額の目安としてご覧ください。

	借入額	返済期間	毎月返済額 (最終返済回の返済額)
大 学	498万円	14年 (168回)	29,640円 (30,120円)
	就学支度費 30万円 教育支援費 月額9.75万円×48ヶ月=468万円		
短期大学 専修学校（専門課程）	246万円	14年 (168回)	14,640円 (15,120円)
	就学支度費 30万円 教育支援費 月額9万円×24ヶ月=216万円		
高等学校	209万円	14年 (168回)	12,440円 (12,520円)
	就学支度費 20万円 教育支援費 月額5.25万円×36ヶ月=189万円		

⑤ 借受人・連帯借受人との面接

- 原則として、修学者が借受人となる教育支援資金では、世帯の生計中心者が連帯借受人となるため、借受人に加え、連帯借受人との面接も必須となります。

⑥ 民生委員による支援

- 資金の申請前に民生委員がご自宅を訪問して面接を行います。
- また、貸付から返済完了までの過程で民生委員による相談援助活動が行われます。
- 民生委員は、民生委員法により、各区市町村の地域において住民が抱えるさまざまな問題の相談に応じ、必要な支援を行う一方、関係する行政機関に協力する活動を行っています。

⑦ 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程ののっとり、利用目的の範囲に限り利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供したり共有することもありますので、このことを十分にご理解のうえ本制度をご利用ください。



教育支援資金を借りる方

①「借受人（決定までは借入申込者、以下同じ）」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人の方と締結することになります。本制度の実施主体である東京都社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- 教育支援資金では、原則として「資金使用者（修学者等）」を借受人とします。

次の状況にある方は借受人及び連帯借受人になることはできません

- 収入がない又は少ないために恒常的に生活全般に困窮している世帯の方
- 多額の負債がある方及び返済が滞っている方
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方
- 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人になっている方及びその世帯員
- ※ 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業を除く

②「連帯借受人（決定までは連帯借入申込者、以下同じ）」が必須です

- 原則として、修学者の世帯の「生計中心者※」に連帯借受人になっていただきます。
- ※「生計中心者」とは、世帯の中で一番収入が多く、中心となって生計を支えている方のことです。
- 生計中心者が東京都外に居住している場合は、原則としてその地域でご相談ください。

③ 連帯保証人は原則不要です

- 「連帯保証人」は原則として不要です。ただし、世帯の収入・負債等の状況によって必要と判断される場合には、連帯保証人に債務に加わっていただきます。
- 借受人と連帯して債務を負担する方を「連帯保証人」といいます。「連帯保証人」は、借受人と別生計、別世帯であり、借受人に代わって返済する能力がある方です。
- 「連帯保証人」は返済終了まで変更はできません。

〔連帯保証人の要件等〕

- 65歳未満であり、低所得世帯の収入基準以上の収入がある別世帯の方（要件を満たす方がいない場合はご相談ください）。
- 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で資金を借り入れている方及びその世帯員は、連帯保証人になることはできません。
- 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で連帯保証人になっている方及びその世帯員は、原則として新たに連帯保証人になることはできません。
- 現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度*で連帯保証人になっている方及びその世帯員は、新たな貸付の借受人になることはできません。

* 不動産担保型生活資金、受験生チャレンジ支援貸付事業を除く



相談・貸付～返済（償還）までの流れ

1 相談

本貸付は「世帯への貸付」という考え方をとっています。ご家族の状況・収入・負債などの世帯状況について詳しくお聞かせください。

お住まいの区市町村の社会福祉協議会または民生委員へご相談ください。

2 申込書類の準備

相談により資金の申込みが適切と判断された場合は、10ページに記載されている書類を整えてください。必要書類は世帯の状況により異なります。また、ご相談内容により追加で書類提出をお願いすることがあります。

3 民生委員の面接

民生委員がご自宅を訪問して面接いたします。

資金借入れの必要性やご世帯の状況についてお伺いします。

4 申込み

借入申込書・必要書類を区市町村の社会福祉協議会に提出してください。その後、区市町村の社会福祉協議会より東京都社会福祉協議会に提出されます。

5 審査

貸付について、東京都社会福祉協議会が審査を行います。審査中に追加の聞き取りや書類の提出等のお願いをすることがあります。

6 貸付決定

貸付の可否について、ご本人様宛に連絡します。

審査の結果により、貸付ができない場合もあります。

7 借用書作成

借用書に借受人・連帯借受人（設定している場合は、連帯保証人）・親権者（借受人が未成年の場合）が自筆で署名し、実印を押印してください。署名・捺印した方全員の印鑑登録証明書を添付して区市町村の社会福祉協議会に提出してください。

8 資金交付

借用書は、区市町村の社会福祉協議会を経て、東京都社会福祉協議会に提出されます。必要な確認の後、資金が交付されます。資金交付後、借入れた資金で支払いした内容を証明する書類を提出してください。

9 継続送金

複数年度にわたる学費の借入れの場合、2年目以降は4月と9月に分割して資金が交付されます。資金交付にあたり、在学状況や世帯状況を確認いたします。必要な確認ができない場合、資金の交付ができなくなりますので、ご注意ください。

10 据置期間

当該の学校を卒業後、6ヶ月間は据置期間になり、その翌月から返済が始まります（希望があれば、据置期間から返済を開始することも可能です）。

※ ただし、貸付決定を行った当該の学校を途中で退学・休学・留学するなど、何らかの理由で貸付契約が終了した場合は、その6か月後から返済が始まります。

11 返済（償還）

毎月1回、原則として金融機関からの口座引落しによる返済となります。

返済が完了するまで、区市町村の社会福祉協議会の職員と民生委員が相談・支援いたします。住所・氏名等の届けてある内容に変更があった場合や返済が難しくなった場合等、お困りの場合は必ず連絡・相談してください。

12 返済完了

貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただきます。返済完了後、借用書を返却いたします。

① 申請時期

- 申込みは、年間を通じて受付けています。ただし、借入を希望する期間の開始時期によって、添付書類が異なることから、その書類が準備できてからの申込みとなります。

例：後期分授業料以降の貸付を希望される場合、学校発行の後期授業料納付についての通知が必要です。

- 申込みから資金交付までは約1ヶ月かかります。

② 来春の進学費用の申込みについて（「予約申込み」について）

- 本資金は、本来、入学試験に合格後、進学先が確定してから借入申込みをしていただきます。しかし、合格発表後、すぐに学費納入期限となる場合は、受験する学校が確定した段階で、合格前であっても「予約申込み」として借入の申込みができます。（ただし、送金は進学先が確定した後になります）
- 「予約申込み」は、納入期限の約2ヶ月前から申請を受け付けています。なお、「予約申込み」の場合の資金交付は、進学する意思を固めた学校の合格通知書の提出後となります。

③ 申請書類

- 申請内容や世帯の状況によって、下記以外の追加書類の提出を依頼する場合があります。
- 申込みに際して提出された書類は、返却いたしませんので予めご了承ください。
- 生活福祉資金貸付事業は個人番号（マイナンバー）利用事務ではありませんので、ご提出いただく必要書類に個人番号を記載されないようご注意ください。

■ 共通して必要な書類

	書 類
1	借入申込書
2	住民票の写し（世帯員全員分、発行後3ヶ月以内のもの）
3	借入申込者の世帯の収入証明* ○生計中心者（連帯借受人）及びその配偶者、世帯の生計維持に寄与している方
4	連帯保証人の収入証明（設定している場合）*
5	連帯保証人の住民票の写し（世帯員全員分、発行後3ヶ月以内のもの、設定している場合）
6	学校に関する書類 (1) これから受験する場合 ① 募集要項（在学期間、入試日程、学費等の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類） ② 他の奨学金制度等の決定状況が分かる書類 (2) 合格後、入学前の場合 ① 募集要項（学費等の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類） ② 入学金や学費が未払いであることを確認できる書類 ③ 合格通知書 ④ 他の奨学金制度等の決定状況が分かる書類 (3) 在学中の場合 ① 学費の金額や納入期限が確認できる学校発行の書類（請求の通知） ② 学費の支払状況を確認できる書類（既払い分、未払い分について） ③ 在学証明書（申込日の直前に発行のもの） ④ 他の奨学金制度等の決定状況が分かる書類

* 自営業の場合は、源泉徴収票以外の確認書類をご用意頂きます。

■ 状況により該当者は必要な書類

状 況	書 類
外国籍の人がいる世帯の場合	在留カード 又は 特別永住者証明書 の写し ※ 借受人、連帯借受人、連帯保証人となる方が外国人の場合
生活保護世帯	福祉事務所の意見書 （社会福祉協議会から福祉事務所に直接提出を依頼します）
負債がある場合	負債の総額、残額、返済状況等が分かる書類

① 貸付決定後に必要な書類

次の方について、借用書の署名・捺印、印鑑登録証明書の提出が必要となります（未成年の方の印鑑登録証明書の提出は不要です）。

- ① 借受人
- ② 連帯借受人
- ③ 親権者（借受人が未成年の場合。両親に親権があれば父母のどちらも。外国人の場合も必要です）
- ④ 連帯保証人（設定している場合のみ）

② 借用書の記入について

★万一、借用書の記入内容に不備がある場合は、お書き直しいただくことになります。

その結果、送金が遅くなってしまうこともあり得ますので、十分にご注意ください。

- ① 借用書に必要事項を記入・捺印の上、印鑑登録証明書を添付して区市町村の社会福祉協議会に提出してください。本人口座に送金の場合は、「貸付金振込依頼書」も提出していただきます。
- ② 未成年の方が教育支援資金の借入をする場合には、借用書に親権者（ご両親が親権者の場合は、父、母のどちらか）の署名・捺印が必要になります。
- ③ 借受人・連帯借受人・親権者が外国籍で、通称名のある方の場合には、本名と通称名の両方でご署名いただきます。
- ④ 借用書に記入していただく住所、氏名の表記のしかた及び捺印された印鑑の印影は、添付していただく印鑑登録証明書と一致することが必要です。お手数ですが印鑑登録証明書の記載通りに正確にご記入いただき、よくご確認の上、提出してください。

★氏名、住所地等の記入および捺印いただく際に間違いやすい例★

- 印鑑登録証明書の記載と異なる字体で氏名を記入してしまった。
例：正しくは「齋藤」と記入すべきところを、「斉藤」と記入してしまった。
- 町名や番地の表記を印鑑登録証明書の記載と異なり、ハイフン「-」で記入してしまった。
例：正しくは「神楽坂一丁目三番地五号」と記入すべきところを、「神楽坂1-3-5」と記入してしまった。
- 連帯借受人や親権者が、印鑑登録証明書の印影と異なる別の印鑑で捺印してしまった。
- 連帯借受人である親と同じ印鑑で、借受人である子も捺印してしまった。

③ 初回送金及び継続送金について

- ① 借用書の記載内容及び添付書類等を確認した上で送金します。
- ② 複数年度にわたる学費の貸付を行う場合、初回送金時に初年度分、2年目以降は4月・9月の2回に分けて継続送金します。
- ③ 貸付決定後に、本貸付制度よりも優先する奨学金等（P.4参照）の利用が決定した場合には、本貸付で不要となった額は途中辞退していただきます。必ずお住まいの社会福祉協議会にご連絡ください。
- ④ 修学を継続できる世帯状況であることや、当該学校に在学及び進級していることを確認のうえで継続送金を行います。継続送金中に世帯状況や収入状況、進路状況に変化があった場合には、必ずお住まいの区市町村の社会福祉協議会にご連絡ください。なお、必要な確認ができない場合、継続送金ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 万が一、生計中心者の減収や失業等により生活が厳しい状況になった場合には、できるだけ早めにご相談ください。学校を退学せずに卒業まで通い続けるための方策等を一緒に考えさせていただきます。

4 貸付終了後のことについて

- ① 学校卒業後、6ヶ月の据置期間を経て返済（償還）が始まります。
※ ただし、貸付決定を行った当該の学校を途中で退学・休学・留学するなど、何らかの理由で貸付契約が終了した場合は、その6か月後から返済が始まります。
- ② 卒業後、さらに上級学校に進学する場合には、世帯の状況により、その間の償還を猶予することができます。区市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- ③ 返済方法は元利均等の月賦返済です。原則として金融機関からの口座引き落としをご利用いただきます。
- ④ 貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただく必要があります。返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して5%の延滞利子が発生します。
- ⑤ 住所・氏名・電話番号等、届けてある内容に変更があった場合や、返済が難しくなった場合等は、必ず連絡・相談してください。

8

相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会です。

相談窓口

MEMO